

大田区地域包括支援センター運営協議会について

1 設置目的

地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図り、もって大田区における地域包括支援事業の適正かつ円滑な実施に資するために設置する。

2 根拠法令

介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ

3 任 期

3 年（第 9 期の任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）

4 運営協議会の主な所掌事項

運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関する事
- (2) 地域包括支援センターの職員配置基準に関する事
- (3) 地域包括支援センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関する事
- (4) 地域包括支援センターの行う業務に係る方針に関する事
- (5) 地域包括支援センターの運営に関する事
- (6) 地域包括支援センター職員の確保に関する事
- (7) その他の地域包括ケアに関する事

5 その他

運営協議会は、必要と認める場合は、地域包括支援センターの運営に関し、区長に提言することができる。